

(5) 地方税財政基盤の充実・強化

税源移譲の推進

地方交付税の確保

税源移譲の推進

三位一体の改革が、地方が決定すべきことは地方自ら決定できる仕組みの実現という本来の目的に立ち返り、地方分権の推進という観点から、基幹税目である所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税へ税源移譲されることが重要です。

したがって、今後確実な税源移譲とともに、地方の自主的な行財政運営の確保につながる真の改革の具体化と、平成19年度以降の第2期の改革の着実な推進について、国に強く働きかけます。

地方交付税の確保

地方財政計画上の職員数の4万人削減および投資的経費の抑制方針とともに、地方財政計画との決算乖離の状況から地方財政計画を縮減する方向が示されていますが、地方交付税の担う財源調整機能や財源保障機能を堅持し、地方自治体の行政運営に支障が生じないように、国に強く働きかけます。